

元気印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- 「研究開発」から「新商品・サービスの生産販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸びを目指す！

- 3～5年（研究開発期間を設けた場合は3～8年）以内の計画
- 「新商品・サービスの生産販売・提供」など経営の向上を目指す！

事業期間3年：付加価値額9%以上、給与支給総額4.5%以上
事業期間5年：付加価値額15%以上、給与支給総額7.5%以上

◆認定のポイント

新規性 実現可能性 市場性・将来性

◆認定・承認による優遇制度

◆承認のポイント

具体性 新規性・独自性 目標の実現性

○資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○不動産取得税の軽減措置
・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。（軽減率10分の9）

- 融資
 - ・日本政策金融公庫の低利融資
- 販路開拓
 - ・中小機構による販路開拓コーディネート
 - ・中小企業総合展への優先出展
- 信用保証
 - ・中小企業信用保険法の特例 ほか

○広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。

○情報提供 メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ
・貴社製品を京都府庁が入札無しに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ

市場分析
計画検討

事業計画の策定

京都府の認証・承認

計画事業の実施

中小企業応援隊が伴走サポート！

専門家調査派遣
意見聴取会議 等で審査
（元気印のみ奇数月に開催）

事業実施、
優遇措置の活用

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/>
（公財）京都産業21 お客様相談室 TEL 075-315-9090
中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）